

松戸在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助事業

代理受領事業者の登録方法

- 松戸市では、在宅で人工呼吸器を使用する方が、災害時などの停電時にも日常生活を支障なく営むことができるよう、非常用電源の購入費用の一部を補助しています。
- この事業では、補助対象者と市に登録された非常用電源の販売事業者（以下「代理受領事業者」という。）の間で、補助金の請求および受領に係る委任がなされているときは、代理受領事業者が補助対象者に代わって補助金の請求及び受領を行うことを認めています。
- 代理受領事業者の登録を希望する事業者は、市に申請をお願いします。

1. 代理受領事業者の登録方法

(1) 申請書類

- ① 松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者登録申請書
- ② 登記事項証明書（個人にあっては市町村発行の身分証明書）
- ③ その他市長が必要と認める書類（具体的な書類は市にお問い合わせください）

千葉県の入札参加業者適格者名簿に登録されている事業者は、②・③は不要

※ ①の申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請方法

松戸市健康医療政策課に申請書類を、郵送または電子メールで提出

(3) 留意事項

- 販売店ごとに申請が必要です。
- 申請書類は、市ホームページにある様式を使用してください。
- 登録事項の内容に変更が生じたときは、登録内容の変更届が必要です。
- 事業を廃止、休止または再開しようとするときは、各届が必要です。
- 登録期間は、登録開始日が属する年度から起算して5年度目の年度末までです。引き続き登録を希望する場合は、改めて登録の申請が必要です。
- このほか、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱に定める事項を遵守してください。

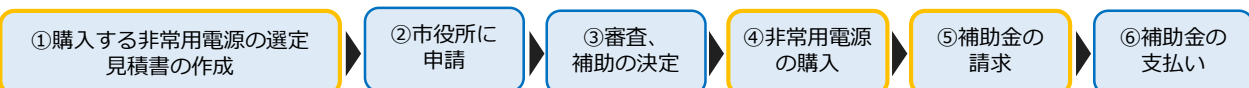
2. 代理受領制度の概要

(1) 市民への周知

販売店の名称、住所、連絡先、取り扱う非常用電源の種類、登録期間を市ホームページに掲載します。

(2) 購入費補助の流れ

※オレンジ枠の部分が販売店に関する部分



※ 詳しい手続きは裏面参照

① 購入する非常用電源の選定・見積書の作成

- 販売店は、在宅人工呼吸器使用者またはそのご家族が購入を希望する非常用電源の見積書（所定の様式）を作成してください。カタログの写し等、製品の概要が分かる資料もご用意ください。
- 販売店は、購入希望の非常用電源が、以下の「補助対象非常用電源」の性能要件を満たす用品であることを確認し、在宅人工呼吸器使用者及びそのご家族等が安全に使用できるよう、使用方法等のアドバイスを行うようお願いします。

補助対象非常用電源	性能要件
ポータブル電源（蓄電池）	■ 蓄電機能を有する 正弦波 交流出力の電源装置 ■ 定格出力が 300W以上 のもの
DC/ACインバーター	■ 自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を 正弦波 交流電源（AC）に変換する装置
その他市長が必要と認める用品	■ 上記用品の使用にあたって必要となる用品 ※ 購入用品が補助対象となるか事前にご相談ください

② 市役所に申請

在宅人工呼吸器使用者またはそのご家族が、**非常用電源を購入する前に**、松戸市健康医療政策課に申請します。

注意！市の補助決定前に購入した非常用電源については、補助の対象になりません

③ 審査、補助の決定

補助の決定は、松戸市健康医療政策課で行います。決定となった場合は、申請者（在宅人工呼吸器使用者またはそのご家族）に、通知文、補助券、委任状を送付します。

④ 非常用電源の購入

販売店は、申請者から補助券、委任状、自己負担額（補助券に記載）を受け取っていたき、引き換えに非常用電源を納入してください。

⑤ 補助金の請求

販売店は、請求書（所定の様式）を作成し、補助券、委任状を添付して、松戸市健康医療政策課に送付してください。

⑥ 補助金の支払い

松戸市健康医療政策課で内容を確認し、不備がない場合は、請求書記載の口座に公費負担額をお支払いします。

見積書、請求書の様式は、市ホームページに掲載されているものを使用してください。補助金事業のチラシもあわせてご覧ください。

各書類のダウンロード、補助金事業の概要はこちらからご確認ください



3. お問い合わせ先・書類提出先

松戸市 健康医療部 健康医療政策課

〒271-0073 松戸市小根本7-8京葉ガスビルF松戸第2ビル6階

TEL : 047-704-0055 FAX : 047-704-0251 E-mail : mckensei@city.matsudo.chiba.jp